

ハーグ条約の批准と友好的解決

ー外国人に利用される国際家事調停を目指してー

ハーグ条約は近く国会で批准される見込みですが、同条約が発効しますと原則として短期間の裁判手続で子の返還命令が発せられます。この裁判はもっぱら原状回復を目的としており、どちらの親が子の監護者として相応しいかについては判断せずに返還命令が出されるので、場合によってはハーグ条約が目的としている子の最善の利益に反する結果も生じます。このような場合に離婚に伴う諸問題を当事者の話し合いにより一挙に解決できることが出来れば望ましいと思われまいます。わが国には家事調停の制度がありますが、これは主として国内事案のためのもので、ハーグ条約事案に関しては充分に対応できるとは言えません。そこで、諸外国におけるハーグ条約事案の国際家事調停の現状を知り、外国人に利用されやすい国際家事調停のあり方を考えると共に、円満解決のためには国際的な面会交流の重要性を再確認するためこのセミナーを企画しました。一般の方々の来聴も歓迎です。多数の参加をお待ちしています。

日 時 2012年(平成24年) 12月3日(月) 午後1時30分～6時00分
場 所 大阪国際交流センター(大阪市天王寺区上本町8-2-6) Tel: 06-6772-5931
主 催 大阪弁護士会、総合紛争解決センター、日本仲裁人協会

挨拶 小原 望 氏(日本仲裁人協会関西支部長)
藪野 恒明 氏(大阪弁護士会会長)
比嘉 廉丈 氏(総合紛争解決センター副理事長)

スピーカー 西岡 達史 氏(外務省総合外交政策局ハーグ条約室長)
コリン・ジョーンズ氏(同志社大学法科大学院教授)
レビン小林久子 氏(九州大学大学院法学研究院教授)
長田 真里 氏(大阪大学法学部准教授)

パネリスト 上記スピーカーの外に
木内 道祥 氏(大阪弁護士会国際委員会ハーグPT座長・弁護士)
渡邊 惺之 氏(大阪大学名誉教授・弁護士)
小原 正敏 氏(総合紛争解決センター財務委員会委員長・弁護士)
戸倉 晴美 氏(元弁護士・家裁裁判官、現家事調停委員)

コーディネーター 濱田 雄久 氏(大阪弁護士会国際委員会ハーグPT副座長)
司 会 谷 英樹 氏(大阪弁護士会国際委員会ハーツPT副座長)
黒田 愛 氏(大阪弁護士会国際委員会副委員長)

※ 準備の都合上、事前にFAXでお申込下さい。また、お申込後、参加を見送られる場合はその旨ご連絡下さい。
※ 大阪弁護士会の会員の方は、専用の申込用紙を会館内レターケースにて配布しております。

FAX:06-6364-3507

=====
=====回答書=====

「ハーグ条約の批准と友好的解決ー外国人に利用される国際家事調停を目指してー」

平成24年12月3日(月) 午後1時30分～6時00分 に 参加を希望します。

貴名 _____

所属 _____ 連絡先 _____

大阪弁護士会 企画部 広報課(南)行 TEL:06-6364-1371 FAX:06-6364-3507